

旧牛渡・旧佐賀小学校施設活用事業について

(学校法人 NIPPON ACADEMY から活用断念の表明を受けた対応)

1 旧佐賀小学校施設の貸付契約の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 締結日 | 平成 30 年 9 月 11 日 |
| (2) 貸付期間 | 平成 30 年 9 月 19 日から平成 31 年 3 月 31 日まで |
| (3) 契約目的 | 専修学校及び学生宿舎としての相当期間の賃貸借契約の締結を予定し、その開設に必要な改修工事等の準備行為を行うことを目的とした使用貸借契約 |
| (4) 貸付財産 | 土地 24,669.56 m ² 、建物 10 棟 2,870 m ² 、付帯工作物等 |
| (5) 参考事項 | 旧佐賀小の現在の状況は、事務机等の備品搬入、電話回線の設置がされているが、改修工事は未着手 |
| (6) その他 | 旧牛渡小については、優先交渉権者として選定した段階で、旧佐賀小とともに基本協定を締結している。 |

2 活用断念の経過及び理由

- (1) 12 月 5 日 NIPPON ACADEMY (以下「NA」) から旧佐賀小の活用を断念する意向の電子メール (前夜受信) があり、あわせて電話により理事長から説明があった。
- (2) 12 月 7 日 NA 理事長が来庁し、市長、副市長等に対し、旧牛渡小も含め断念する理由等の説明を受け、契約解除の事務を進めることとなった。
- (3) 断念の理由
- ・「NIPPON おもてなし専門学校」前橋校・高山校の募集状況が悪化し、第 3 校目である「かすみがうら東校」開校の目途が立たなくなった。
 - ・「かすみがうら東校」と類似した立地の高山校については、10 月中頃までは前年比にて順調だったが、クラス編成ができない程の状況である。
 - ・国の指針が変わり来年 4 月より特定技能・単純労働者の施策が実施される見込みが高くなり、留学生の伸びが見込めない状況になりつつある。

3 今後の主な事務処理

- ・契約及び協定の解除について、文書による申出 (12 月 17 日受付) を受け、合意書の締結などの事務を進める。
- ・地元関係者、議会議員への周知を行ったうえ、地域住民に対して回覧文書による周知を行うとともに、記者発表を行う。
- ・活用事業者の再募集に向けた準備を進める。